

# 令和3年度 町県民税申告受付及び国民健康保険被保険者証更新 日程表

月日	曜日	地区名	受付場所	受付時間
2月16日	火	波照間	波照間保健センター	11:00 ~ 18:00
2月17日	水			08:30 ~ 15:00
2月22日	月	鳩間	鳩間島コミュニティセンター	11:00 ~ 15:00
2月24日	水	小浜・細崎	小浜公民館	09:00 ~ 17:00
2月25日	木	船浦・上原 中野・住吉・浦内	中野わいわいホール	11:00 ~ 18:30
2月26日	金			09:00 ~ 15:00
3月1日	月	祖納・干立	祖納公民館	11:00 ~ 17:00
3月2日	火	白浜	海人の家	09:00 ~ 12:30
		船浮	船浮公民館	14:00 ~ 15:00
3月3日	水	古見・美原	古見の浦の里	10:30 ~ 16:00
3月4日	木	竹富	竹富島まちなみ館	10:00 ~ 15:00
3月8日	月	黒島	黒島伝統芸能館	09:30 ~ 13:30
3月9日	火	新城・豊原 大原・大富	離島振興総合センター	10:00 ~ 18:00
3月10日	水			08:30 ~ 16:00

※天候等により日程が変更になる場合がありますので、御了承下さい。

## ■申告が必要な方■

令和3年1月1日現在、竹富町内に在住で、令和2年中に所得のあった方

※令和2年中に所得がなかった方でも、「非課税証明書」を必要とする場合には申告が必要です。この申告が国民年金や就学援助などの福祉関係の資料や、国民健康保険税などの算定資料にもなりますのでご協力ください。未申告の場合には、各種の軽減措置や、行政サービスが受けられない場合があります。

## ■申告が不要な方■

・給与または年金所得のみで、支払先から竹富町役場に「支払報告書」が提出されている方（医療費控除、寄付金税額控除を利用される方は申告して下さい）

・所得税の確定申告を税務署へ提出する方（税務署での確定申告受付について、入場整理券が必要となります。整理券は当日会場で配布されますが、オンラインでの事前発行も行っております。

詳しくは税務署ホームページ『確定申告会場にお越しになる方へ』

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/r02junbi/nyujo.htm>)をご確認いただくか、石垣税務署(0980-82-3074)までお問合せください。

## ■申告書の送付■

申告が必要と思われる方には、竹富町役場から町民税・県民税申告書を2月上旬以降に郵送します。なお、申告書が郵送されてきていない場合でも、申告の必要がある方はご連絡（※83-4861 税務課まで）ください。

町民税・県民税申告書の用紙は、各出張所（西表東部・西部・波照間）でも2月中旬以降置いてあります。

## ■申告に必要なもの■

- 市町村民税・県民税申告書（※黄色封筒に入っている申告書）
- 印鑑・筆記用具
- マイナンバーカード又は個人番号確認書類（通知カード等）及び本人確認書類（免許証、保険証等）  
平成29年のマイナンバー制度導入に伴い、申告書提出の際にマイナンバーの記載と本人確認が必要になります
- 口座番号のわかるもの（還付がある方のみ）
- 所得額の計算に必要な帳簿・書類（給与所得者、年金受給者は源泉徴収票）
- 事業、農業、漁業所得のある方は、必要経費の領収書等は項目毎にまとめ収支内訳書を記入のうえ提出してください。なお、畜産業収入証明書、その他の農産物販売証明書等はJAにて、漁業は漁獲高等証明書を漁協にて発行していますので取得のうえ提出してください。
- 各種控除に必要なもの【国民健康保険税の領収書（昨年1月～12月までに支払った分）、社会保険料の控除証明書や領収書、地震保険・長期損害保険など控除証明書、医療費の領収書・明細書・医療費のお知らせ、医療費の補てんされた金額がわかるもの、身体障害者手帳・学生証等…】

## ■申告の際の留意事項■

町民税・県民税の申告だけではなく、簡易な所得税の確定申告も受け付けます。ただし、青色申告、土地建物・株の譲渡、先物取引、連帯債務のある住宅借入金等特別控除、認定長期優良住宅・特定増改築住宅特定改修に係る控除申告、震災関連の控除申告などは受けられませんので、石垣税務署での申告をお願いします。

マスクの着用や手洗い、手指の消毒等にご協力ください。体調がすぐれない方は来場をご遠慮ください。